

乙訓の文化遺産を守る会

よびかけ

祖先が残してくれた文化遺産の数々は、今生きている私たちにその時代の庶民の息吹を、いきいきと伝えてくれ、かぎりない郷土への愛着とひいては民族のほこりを感じさせます。この尊い文化遺産を正当にうけつぐことによって、今後の文化の発展に大きく役立てることが出来るものと思えます。

私たちにとってかけがえのない宝であるこの文化遺産がいま重大な危機にさらされています。最近、「地域開発」が叫ばれ、工場の建設や宅地造成が急速に進められているなかで、祖先が現在まで守りつづけて、あるいは埋蔵しつづけてきた尊い文化遺産が無配慮に破壊されており、満足な記録も残されないうちに永久に姿を消してしまおうとしています。

古文化財に対する国の保全対策も不完全で、こうした状態のなかで古文化財が売りに出されたり、海外への流出さえおきています。

また、歴史的由緒ある風土も、不調和な建物がたちならびこわされています。私たちは、民族の伝統を正しく認識することによって真の郷土愛・祖国愛を持つことが出来、そこから健全で、たくましい文化が築かれるものと信じます。

乙訓に在住のみなさん！

私たちの住むこの乙訓の地は、長岡京跡をはじめ貴重な文化遺産が数多く存在しています。これを守り、正しく子孫にうけつぐ任務は、今生きている私たちに課せられた義務であり、責任である、と考えます。

以上の趣旨にもつき私たちは、乙訓における文化遺産を守る運動の母体として、乙訓の文化遺産を守る会」を結成し、各階層の人々の参加のもとに国や自治体にも働きかけ活動していきたいと考えます。

みなさんの積極的な参加をお願いします。

乙訓の文化遺産を守る会

発起人代表 寿 岳 文章

阿部 麟戒 河合 紀黒田 俊雄 小林 清

清水 好子 袖岡 正清 中山 修一 橋本 庄次

六人部 克己 湯浅 克二 吉川 一郎 (五十音順)

乙訓郡の文化遺産について

乙訓郡(旧乙訓郡を含む)は、古代桂川に沿って来住した先祖が肥沃なこの地に目をつけて生活し、大陸からもたらされた農耕技術により早くから文化的にひらけていた。今なおその時代の豪族の古墳が妙見山古墳・南原古墳・惠解山古墳をはじめ長岡丘陵・西山一帯に大小併せて七十以上現在確認されている。

「日本書紀」垂仁天皇十五年二月条に既に乙訓の名がみえ、継体天皇がこの地(第国)に都を移されたとか、孝徳天皇が山崎に行宮を設けられたとかの記事が出ています。亦長岡京以前に創建された古い神社・寺院が郡内に十以上かぞえられる。

この古くからひらけた所に、今から二〇〇年前、桓武天皇が都を造営された。長岡京の遺跡は昭和三十年以来の数次の発掘により次々発見されている。

長岡京跡の後も京都に近い関係上、平安時代の古典に種々郡内の地名が載っており、景勝の地に神社・仏閣等が建立され、現存する郡内の国宝・重要文化財は平安・鎌倉時代の物が多い。中世に入っても数々の古戦場や貴重な史跡・文化遺産が各所に散在している。

大山崎円明寺に府営の住宅団地が今度出来ませんが、全地内に桓武平氏の祖葛原親王の史蹟があります。この会の最初の仕事として同史跡を小公園にする様申入れたいと思っています。

規約

- 一、この会は長岡京跡をはじめとする乙訓における文化遺産を守り、これを調査研究し、我々の文化の民族的・民主的発展に役立てるようつとめます。
- 二、この会は右の目的を達成するために次の事業を行います。
 - イ、文化遺産を守る運動
 - ロ、郷土史・郷土文化遺産の研究
 - ハ、講演会・座談会など
 - ニ、会報の発行
 - ホ、その他目的にかなう必要な事業
- 三、この会は長岡京顕彰会に援助し発展のために協力します。
- 四、この会の趣旨に賛同する人は会員になることが出来ます。
- 五、会費は半年叁百円とします。
- 六、この会の財政は、会費・寄附金並びに事業収入などで行います。
- 七、定期総会を年一回開きます。
- 八、この会は次の役員をおきます。役員は総会において承認をうける。
 - 会長 一名 副会長 二名 事務局長 一名 運営委員 若干名
 - 会計監査 二名
- 九、会の事務局は当分の間、向日町鶏冠井大極殿 小林清 (電・西山九二〇一七)におく。

入会申込書

「乙訓の文化遺産を守る会」の趣旨に賛同し、会費 円を添えて入会します。

昭和 年 月 日

住所 氏名

職業 年令

連絡方法

「乙訓の文化遺産を守る会」御中

領収書

「乙訓の文化遺産を守る会」会費 円領収しました。

昭和 年 月 日 乙訓の文化遺産を守る会

殿

No. _____